

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

近畿地方整備局長

河川敷地占用許可準則（以下、「準則」という。）第二十二第1項及び同第2項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域（以下、「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下、「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占用主体（以下、「都市・地域再生等占用主体」という。）を次のとおり定める。

第1 都市・地域再生等利用区域

1. 指定範囲

一級河川淀川水系木津川左岸の別図に示す区域

2. 指定年月日

令和8年7月8日

第2 都市・地域再生等占用方針

1. 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設

広場、イベント施設、遊歩道、船着場、及びこれらと一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所等、日よけ、その他都市及び地域の再生等のために利用する施設

（準則二十二第3項第一号、第二号、第三号、第四号、第六号、第七号、第十一号に該当）

2. 許可方針

1) 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。

2) 占用の許可を受けることができる施設及びその周辺においては、良好な水辺空間を確保

するため清潔の保持及び周辺への騒音の抑制等の環境の保全に努めること。また、占用の許可期間中に周辺住民及び河川利用者等から占用の許可を受けた施設等に関する苦情があった場合については、都市・地域再生等占用主体が解決に努めること。

- 3) 降雨・水位、風、地震等の情報を常に把握し、危険の恐れがある場合は使用を中止すること。また、占用施設の利用者の避難が円滑に行われるための措置を講ずること。
- 4) イベント開催予定日に洪水が予想される場合は、開催を中止又は延期し、河川管理者に連絡すること。
- 5) 施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
- 6) 施設使用者に占用施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
- 7) 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に対して、年一回以上で河川管理者が定める回数を報告すること。

第3 都市・地域再生等占用主体

笠置町長（準則第二十二第4項第一号に掲げる者）

都市・地域再生等利用区域

※下図水色部分に示すエリアとする。

